

社会福祉法人福知山市社会福祉協議会
役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福知山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、本会の理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤の役員が、会長が招集した理事会及び評議員会並びに監事会に出席したときは、日額1,500円を報酬として支給する。ただし、上記会議が同日に開催され双方の会議に出席したときは1回の日額とする。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行するにあたり、常勤として本会の事務に従事するとともに本会以外の会議等への出席があるため、月額120,000円を支給する。

3 副会長は、会長を補佐し経営戦略を検討するため毎月定期に出勤するほか、本会を代表して本会以外の会議等に出席するので、出務報酬として日額5,000円を支給する。

4 監事のうち、財務管理について識見を有する監事は、職務上定期的に出勤するので月額50,000円を支給する。ただし、理事会及び評議員会並びに監事会に出席した場合は第1項に定める額を別に支給する。

5 本会の職員である役員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、その職務のため理事会及び評議員会並びに監事会に出席したときは、本会旅費規定に定めるところにより、その費用を弁償する。ただし、上記会議に出席する会長及び副会長には費用を弁償しない。

2 役員が市外での会議、研修等に出席したときは本会旅費規程の定めるところにより、その費用を弁償する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止)

2 平成10年4月1日から施行している役員報酬規程は、廃止する。